

長野県立大学学生表彰規程

平成30年4月1日 規程第411号

最終改正 令和6年1月17日

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県立大学学則第45条第2項及び長野県立大学大学院学則第44条第2項の規定により、長野県立大学（以下「本学」という。）の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体に対して行うものとする。

- (1) 学修において、特に優秀な成績を修めた者
- (2) 学術研究活動において、国際的又は全国的規模の学会等により優れた評価を受け、本学の名誉を高めた者
- (3) 課外活動において、国際的又は全国的規模の各種スポーツ、競技、演奏、展示、発表等で優秀な成績を収め、本学の名誉を高めた者
- (4) 環境保全、社会福祉、青少年育成、国際交流等のボランティア活動、災害救援、人命救助、海外援助協力等の社会活動において、活動実績が認められ、他の学生の範となった者又は社会的に評価を受け、本学の名誉を高めた者
- (5) 前4号に掲げるもののほか、これらに準ずる者で表彰にふさわしいと認められる者

(候補者の推薦)

第3条 本学の教職員及び学生は、前条各号のいずれかに該当すると認められる者を別記様式により学長に推薦することができる。

(表彰の決定)

第4条 表彰の決定は、大学運営会議の議を経て、別に定める区分に従い理事長又は学長が行う。

(表彰方法)

第5条 表彰は、表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に併せて、記念品を贈呈することができる。

(公表)

第6条 被表彰者は、学内に公表し、その名誉をたたえるものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、学生の表彰の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月17日から施行する。

表彰候補者推薦書

年 月 日

長野県立大学長 様

推薦者 所属 _____

氏名 _____

長野県立大学学生表彰規程第3条の規定に基づき、下記の学生又は学生団体を表彰候補者として推薦します。

記

1 表彰候補者

(1) 個人の場合

学科・研究科 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

(2) 団体の場合

団 体 名 _____

代表者名 _____

2 表彰の基準

長野県立大学学生表彰規程第2条第__号

3 推薦理由

4 参考資料

別添のとおり(例：表彰状、新聞記事の写し等)